

秋田市西部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領

平成 24 年 2 月 13 日

西部市民サービスセンター所長決裁

秋田市西部市民サービスセンター庁舎内の広告掲出について、以下のとおり必要な事項を定める。

1 広告掲出場所

秋田市西部市民サービスセンター・バス回転地側窓面（内面）

2 広告枠数

8 枠（1 枠あたり 縦 50 cm×横 100 cm 程度）

2 広告掲出期間

毎年 4 月 1 日からその翌年 3 月 31 日まで

（上記のうち任意の期間で申込可能）

3 広告料

1 枠あたり月額 3,500 円

5 広告に関する制限

(1) 秋田市広告掲載基準第 5 条に定める業種および事業者の広告は、掲出できないものとする。詳しくは、秋田市広告掲載基準をご覧ください。

(2) 秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、秋田市本庁舎広告掲出要領に基づくものとし、市庁舎窓口に掲出することを十分考慮したものとする。

6 広告に関する審査および掲出決定

(1) 申込内容および広告原稿を審査のうえ、先着順で掲出を決定する。

(2) 掲出の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲出期間が希望期間の一部のみとなる場合がある。

(3) 掲出決定後、行政財産使用許可申請書および広告掲出に関する契約の手続を行う。

7 注意事項

(1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担とする。

(2) 広告枠に掲出する広告板等の作成、掲出および撤去は申込者が行うこととする。

(3) 秋田市広告掲載要綱等に照らして、広告原稿の修正を依頼することがある。修正に応じない場合、掲出することはできないものとする。

- (4) 広告掲出後であっても、広告内容等が秋田市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正、掲出を停止、あるいは掲出を取り消すことがある。
- (5) 掲出期間中、広告物の内容等は変更することができる。その場合、再度内容を審査する。
- (6) 広告に関連して、第三者との間に紛争を生じた場合は、広告主等の責任及び負担となる。
- (7) 掲出決定後、指定する日までに、庁舎広告料と行政財産使用料を一括して支払うこととする。

8 お申込み先およびお問合せ先
秋田市西部市民サービスセンター 総務担当
直通 (018) 888-8080

別添資料

《広告板の規格および仕様について》

原則として下記のとおりとする。

フィルムラッピング広告を接着すること。

デザイン：市庁舎に掲示することを十分考慮したもの。

フィルム：以下の規格等を満たすこと。

- ① 溶剤型インクジェットメディア
フィルム厚み：約0.11～0.13mm（粘着材含め）
粘着剤：アクリル系感圧型再剥離タイプ
接着力：アルミニウム板 7N/25mm以上
- ② オーバーラミネートフィルム厚：約0.08～0.09mm（粘着剤含め）
- ③ 剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け面には跡が残留しないこと。
- ④ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンを含有しないか含有が極めて少ないこと。

附則

この要領は、平成24年2月13日から施行する。